

保険診療における助成額の加算について

【1回の治療に対する基本の助成額】

	診療の種類	基本の助成額（併せて男性不妊治療をした場合）	加算
1	保険診療 (先進医療の治療を併用した場合を含む)	3万円 （3万円を追加）	※1
2	保険外診療 (先進医療以外の治療を併用した場合)	10万円（10万円を追加）	—

※1

- 1回の治療に要した自己負担額の範囲内で、上記の助成額に加え、**5万円**程度^{※3}の加算ができます
- 回数は1子につき**2回**までとします^{※4}
- この加算を申請される場合は、丸亀市こうのとり支援事業申請書の『今回、香川県不妊治療費助成事業による助成額の加算を申請しますか。 申請する』にチェックを入れてください

※2

※2 **高額療養費制度**の対象となる場合は、高額療養費で支給された額を除いた自己負担額に対して助成を行います。必ず高額療養費の支給額が確定してから申請書を提出してください。

高額療養費制度とは…医療費の負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。上限額は所得に応じて定められています。

治療前に**限度額適用認定証の交付**を受けておいてください…限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すると、窓口での負担が外来・入院ともに上限額までとなります。限度額適用認定証を提示せずに医療費を支払うと、後日、高額療養費の申請をご加入の保険組合等へ申請いただいた後、ご加入の保険組合から交付された高額療養費の支給決定通知書の市への提出が必要になります。(通常、診療月から3か月程度かかります。)限度額適用認定証については、治療前に加入している保険組合等にお問い合わせください。

※3 香川県不妊治療費助成事業補助金交付要綱第6条(2)に該当する場合、その算定方法により算出された額が助成額に反映されます。

※4 保険制度移行後、県内他市町から転入された方で、すでに転入前の市町で県補助による助成金の交付を受けている場合は、その回数が控除されます。

(例) 保険診療の治療を受け、自己負担額15万円(高額療養費控除後)を支払った場合

保険診療（先進医療による治療を含む）			
健康保険	高額療養費	自己負担額 15万円	
(男性不妊治療がある場合には これに加え3万円を加算)	基本の助成額	加算額	実質的な自己負担額
	3万円	5万円	7万円

助成総額 **8万円**